## 幌満簡易水道事業

# 令和7年度水質検査計画

## 水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。 水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めた ものです。

- 1,基本方針
- 2, 水道事業の概要
- 3, 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき事項
- 4, 水質検査項目及び検査頻度
- 5, 採水地点
- 6,水質検査の方法
- 7, 臨時の水質検査
- 8, 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 9, その他

## 1. 基本方針

(1) 適用範囲 … 幌満簡易水道事業

(2) 適用期間 … 令和7年4月1日~令和8年3月31日

(3) 水質検査 … 水質基準が適用される給水栓水に加え、原水も行います。

(4) 検査項目 … 安全及び法令を充分考慮して選定いたします。

(5) 検査頻度 … 安全及び法令を充分考慮して定めます。

## 2. 水道事業の概要

## (1) 給水状況

給水状況は、下記の通りです。

事業体の名称	幌満簡易水道事業
給水区域	別表による (0.80 km²)
計画給水人口	415 人(令和 5 年度給水人口 149 人)
計画1日最大給水量	130.5 m³(令和5年度実績 112 m³)
1日平均給水量	令和 5 年度実績 54 m <sup>3</sup>

## (2) 浄水施設

幌満簡易水道事業には浄水場が1カ所有ります。

浄水場名	旭浄水場
通水年度	平成元年 10 月
水源	ルサキ川表流水
水利権	150 m³/日
給水能力	130.5 m³/日
給水区域	別表による
主な浄水処理方法	薬品沈殿、急速ろ過、塩素消毒
主な浄水処理薬品	凝集剤・ポリ塩化アルミニウム
土な行外処理業品	消毒剤・次亜塩素酸ナトリウム

#### 別表

#### 幌満簡易水道給水区域

町名 及び字名	区域	区域摘要
字幌満	字幌満の一部	
字旭	字旭の一部	

## 3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意すべき事項

## (1) 原水の状況

水源河川であるルサキ川の上流には国有林と民有林の山林が広がり、動物(鹿、キツネ等)による糞便等の流入による汚染が心配されます。

## (2) 原水水質で留意すべき事項

浄水場名	旭浄水場
	降雨・融雪による高色度及び濁水の発生
原水の汚染要因	上流域の野生動物
	上流域の森林農薬
	一般細菌
	大腸菌
留意すべき事項	色度
, ,	臭気
	クリプトスポリジウム

## (3) 浄水の状況

これまでの水質検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水をお届けしています。

## (4) 浄水水質で留意すべき事項

留意すべき事項 残留塩素 (区域全体で適切な濃度を保つこと)
--------------------------------

## 4. 水質検査項目及び検査頻度

#### (1) 水質基準が適用される浄水の水質検査項目と検査頻度

#### ①水質検査項目

給水栓において、表1の水質基準項目(51項目)の中から水質検査を行います。 また、表2の毎日検査項目についても検査を行います。

#### ②検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項第3号により行います。

- ・表1中の、一定要件(※)を満たす場合検査頻度を減らすことができる項目のうち、項目34,39以外の項目については、過去の検査結果から一定要件を満たし、かつ、水質が安定していることが確認されるため年に1回検査を行います。
- ・項目34、39は、一定要件を満たしていますが、性状確認のため年4回行います。
- ・表1の項目1,2,38,46~51は、法令通り毎月1回行います。
- ・表1の項目8,10,21~31は、法令通り年4回行います。(金属類・消毒副生成物検査)
- ・表1の項目42,43の検査は、性状確認のため藻の発生する時期に年1回行います。
- ・表2の色、濁り、消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。
  - ※ 一定要件とは、原水の水質が大きく変動するおそれが少なく、過去 3 年の検査結果が基準値の 1/5 以下もしくは 1/10 以下である場合のことであり、それぞれ年 1 回以上もしくは 3 年に 1 回以上まで検査頻度を減らすことができます。

当町では、3年に1回以上まで検査頻度を減らすことができる項目についても、安全性を確認するため年に1回以上検査を実施します。

#### (2) 水質管理目標設定項目と検査頻度

#### ①水質検査項目

給水栓において、厚生労働省課長通知に基づく表3の水質管理目標設定項目(27項目)の内、 対象外の項目10,12,15,16,17,18,24,25,26,30を除く17項目の水質検査を行います。

#### ②検査頻度

水質管理上留意すべき項目として、安全確認のため年1回行います。

#### (3) 原水の水質検査項目と検査頻度

#### ①水質検査項目

表1において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物11項目と味1項目を除く39項目と、大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム、ジアルジアの水質検査を行います。

#### ②検査頻度

- ・表1の消毒副生成物11項目と味1項目を除く39項目は年1回行います。
- ・大腸菌及び嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム及びジアルジアに関しては、水道における クリプトスポリジウム等対策指針を参考に、年4回行います。
- ※ 旭浄水場はクリプトスポリジウム等については対策済みの施設です。

## 表 1 水質基準項目

衣	1 水質基準項目 項 目	基準値	原則頻度	法的検査回数減	項目の概要	
1	一般細菌	基 年 恒 100個/ml		/4的快旦回数/恢	項目の佩安	$\overline{}$
	大腸菌	不検出	月1回 以上		病原微生物	
	カドミウム及びその化合物	77快山 0.003mg/l				+
	水銀及びその化合物	0.0005mg/l				
	セレン及びその化合物	0.01mg/l		ー定要件を満たす場合、		
	鉛及びその化合物	0.0 mg/l		検査頻度を年1回以上 又は3年に1回以上に減	金属類	
-	ヒ素及びその化合物	0.0 Hig/1		らすことができる。		
	六価クロム化合物	0.01mg/1				
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l			無機物	-
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04mg/1			無機物質・消毒副生成物	-
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/I			無限物質 / 再断工从物	-
	フッ素及びその化合物	0.8mg/l			無機物	
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l			3W 186 120	
	四塩化炭素	0.002mg/l		一定要件を満たす場合、		-
	1.4-ジオキサン	0.05mg/l		検査頻度を年1回以上 又は3年に1回以上に減		/z⇒
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2		+	らすことができる。		健康
16	-ジクロロエチレン	0.04mg/l	4		<b>左继</b> 物	に関
	ジクロロメタン	0.02mg/l	4		有機物	する
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	4			項
	トリクロロエチレン	0.01mg/l	3ヶ月に			目
	ベンゼン	0.01mg/l	1回以上			4
	塩素酸	0.6mg/l				
	クロロ酢酸	0.02mg/l				
	クロロホルム	0.06mg/l				
	ジクロロ酢酸	0.03mg/l				
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l			504	
	臭素酸	0.01mg/l			消毒副生成物	
	総トリハロメタン	0.1mg/l				
	トリクロロ酢酸	0.03mg/l	_			
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l				
	ブロモホルム	0.09mg/l				
	ホルムアルデヒド	0.08mg/l				+
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l	_			
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l	_	一定要件を満たす場合、	金属類	
	鉄及びその化合物	0.3mg/l	-	検査頻度を年1回以上 又は3年に1回以上に減		
	銅及びその化合物 ナレルウノ みびその化合物	1.0mg/l	-	らすことができる。	4m 14k t/m	+
	ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物	200mg/l 0.05mg/l	+		無機物 金属類	-
		-	月1回			-
	塩化物イオン	200mg/I	以上		その他	4
	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l	3ヶ月に	一定要件を満たす場合、 検査頻度を年1回以上	無機物	4
	蒸発残留物	500mg/l	1回以上	又は3年に1回以上に減	その他	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l	古の 🌣 上	らすことができる。		性
	ジェオスミン	0.00001mg/l	藻の発生 一時期に月			状に
	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l	1回以上	一定要件を満たす場合、	有機物	関
	非イオン界面活性剤 フェノール類	0.02mg/l 0.005mg/l	3ヶ月に 1回以上	検査頻度を年1回以上 又は3年に1回以上に減		する 項
46	有機物等(TOC)	3mg/l		らすことができる。		目
	pH值	5.8~8.6	+			
48		異常でない	-			
49	臭気	異常でない	月1回 以上		その他	
50	色度	5度	+			
-	置度 濁度	2度	+			
JI	129112	LIX.	1			

## 表2 毎日検査項目

	項目	評 価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	0.1mg/I 以上

## 表3 水質管理目標設定項目

	項目	目標値	項目の概要	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l 以下		
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l 以下	無機物質·重金属	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l 以下		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/I 以下		健
8	トルエン	0.4mg/I 以下	一般有機化学物質	康に
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l 以下		健康に関連する項目
10	亜塩素酸	0.6mg/I 以下	- 消毒剤	る項
12	二酸化塩素	0.6mg/I 以下	1 /月母別 	目
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l 以下	- 消毒副生成物	
14	抱水クロラール	0.02mg/l 以下	7 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
15	農薬類	農薬		
16	残留塩素	1mg/I 以下	臭気	
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/I 以上 100mg/I 以下	味覚	
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l 以下	色	生活
19	遊離炭酸	20mg/I 以下	味覚	
20	1,1,1-トリクロロエチレン	0.3mg/I 以下	臭気	
21	メチルーt-ブチルエーテル	0.02mg/l 以下	臭気·味覚	生活に関連する項目
22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/I 以下	味覚	建する
23	臭気強度(TON)	3 以下	臭気	項目
24	蒸発残留物	30mg/I 以上 200mg/I 以下	味覚	
25	濁度	1度以下	濁り	
26	pH 値	7.5 程度	腐食性	
27	腐食性(ランゲリア指数)			
28	<b>従属栄養細菌</b>	集落数 2000 個/ml 以下	細菌類	/7+ r <del>+</del> -
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/I 以下	一般有機化学物質	健康
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/I 以下	色	生活
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PSOS 及び PFOA の量の和として 0.00005mg/l 以下	一般有機化学物質	健康

表4 令和6年度 幌満簡易水道水質検査頻度及び設定理由

下	1/10 原則検査頻度 R6年度検査頻度 年間相   □数減不可 月1回以上 月1回   06 0.00003 年1回   02 0.001 年1回   02 0.001 年1回   04 0.002 37月1回   08 0.004 年1回   08 0.004 年1回   08 0.004 年1回   08 0.004 年1回	数
## 1990	回数減不可 月1回以上 月1回   06 0.0003   01 0.00005   02 0.001   02 0.001   02 0.001   04 0.002   08 0.004   08 0.004   08 37月1回   08 41回	
## 2.5454-5016-29 (2019-2019-2019-2019-2019-2019-2019-2019-	0.0003 0.00005 0.001 0.001 0.002 0.004 年1回 3ヶ月1回	
	0.00005   0.001   0.001   0.001   0.002   37月1回   41回	다시 다. 가 가 가 다 다 가 가 가 다 다 가 가 가 다 다 가 가 가 다 다 가 가 가 다 다 가 가 가 가 다 다 가 가 가 다 다 가 가 가 다 다 가
2.02 そのものもの	0.00005 年1回   0.001 37月1回   0.004 年1回	
# 25/24 (2-6)(1-6)	0.001 年1回   0.001 3ヶ月1回   0.004 年1回	
2015年	0.001   0.002   0.004   年1回   37月1回	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
	0.001 3ヶ月1回   0.004 年1回   3ヶ月1回 3ヶ月1回	
## 1975	0.002 37月1回 41回 41回 37月1回	
## 19	0.004 年1回 37月1日 37月1日	水質基準改正のため法令通り3ヶ月に1回検査
1997年   19		検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
### 15	I - C / C	法令通り3ヶ月に1回検査
REAL-CADEG ##   CONTINUAL		
4年19		
1997年1974年   1995年		
2-2-20x15-2.2k1-2-2-1x2-2-2ym114-2。 0004mg/以下 (0.001 (0.001 (0.004 0.004 0.004 0.004 0.004 0.0004 0.0001 0.0004 0.0004 0.0001 0.0004 0.0001 0.0004 0.0001 0.0004 0.0001 0.000	0.005	
10.25シナ	0.004	
	0.002	
## 1	0.001	
	0.001	
## 6	0.001	
## 1		
1995年   19	⊴ -	
10回路線 003mg/以下 0,009 0,005 0,006		
七子りロクタン     O Chros/以下     C COOD     C COOD     検査回数減不可     3ヶ月1回       NUT タタン     O CONTAG/UT     C COOD     C COOD     C COOD     ( COOD     ( ACD OD)     (		
## 10 may   1/2   1/		
かしたが多少     O10mg/l以下     0.026     0.026     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.036     0.007     0.007	3ヶ月1回	法令通り3ヶ月に1回検査
中口的酸酸     0.03mg/以下     0.005     0.007     0.013     APP (2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.		
注グPロロメタン     003mg/l以下     0011     0007     0013       手がんした     003mg/l以下     0008     <0001     <001     <001       なびその化合物     1mg/l以下     <001     <001     <001     <001     <01       なびその化合物     1mg/l以下     <002     <002     <003     <003     <004     002       たその化合物     1mg/l以下     <001     <001     <001     <001     003     <004     <002       かその化合物     1mg/l以下     <001     <001     <001     <001     <001     <01        かその化合物     1mg/l以下     <005     <003     <005     003     3+月1回     年1回     年1回       かその化合物     1mg/l以下     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <005     <0		
本外レム とスプレデヒド の08mg/以下 でものに合物 の20mg/以下 の20mg/ の20mg/以下 の20mg/ の2		
ムアルデヒド     008mg/l以下     〈0.008     〈0.008     〈0.001     〈0.001     〈0.001     〈0.001     〈0.001     〈0.001     〈0.001     〈0.001     〈0.001     (0.002     (0.002     〈0.001     〈0.001     〈0.002     〈0.002     〈0.003     〈0.004     (0.002     〈0.001     〈0		
上の人及でも化合物     「mg/l以下     〈0.01     〈0.02     〈0.02     〈0.02     〈0.03     〈0.04     ①0.02       ジラクム及びその化合物     0.2mg/l以下     〈0.02     〈0.02     〈0.03     ○0.03     ○0.04     ○0.02     3ヶ月1回     3ヶ月1回     3ヶ月1回     5ヶ月1回     大月1回     5ヶ月1回     大月1回     5ヶ月1回     大月1回     大月1回 <td></td> <td></td>		
たうんとあがる     0.2mg/l以下     く0.02     く0.03     く0.03     く0.03     く0.03     インスのとないを分からのとののののののののののののののののののののののののののののののののののの	0.1 年1回	
ひその化合物     0.3mg/l以下     〈0.03     〈0.03     〈0.03     〈0.04     0.05     37月1回       ひその化合物     1mg/l以下     〈0.01     〈0.01     〈0.01     〈0.02     (0.01     (0.05     年1回       プン及びその化合物     0.05mg/l以下     〈0.005     〈0.005     〈0.005     〈0.005     〈0.005     (0.005	0.02	
ひその化合物     Ing/1以下     〈0.01     〈0.01     〈0.01     〈0.01     〈0.01     〈0.05 (1)     〈0.005     〈0.00	0.03 3ヶ月1回	検査回数減の条件を満たすが、性状確認のため3ヶ月に1回検査
	0.1	2000年代日产业七十十十十十二年9年11日本会
Act   Ac	回	検貸回数減の条件を満た9 ため年に1回検貨※2 
According   Ac	0.005	+ 5 [
Act	月1回以上 月1回	活令通り月1回検査 おおおお おおおい はい はい はい ロン・ロン・ロン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン
次目的     Common National Actional Acti	30 37月1回 37月1回	検貸回数減の条件を満た9 か、生状健認のため3ケ月に1回検貨  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
プステリープストロの目上別     COUNTRINGENTY (U.O.)     COUNTRINGENTY	100 30 37 日 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3	分も間の3ケルに  国後国
たるようによるにおいます。	0.00000	検貸回数減の条件を満たタ ため牛に1回検貨※2
ナン界面活性剤 CO.02mg/I以下 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003	0.000001 楽の光午時期に月10.00001 回以上	性状確認のため藻の発生時期に月1回検査
か(TOC) 3mg/l以下 (0.005mg/l以下 (0.0005	0000	
物(TOC) 3mg/I以下 1 0.9 1.5   5.8~8.6 6.9~7.5 6.8~7.3 6.9~7.3   異常でない 異常なし 異常なし 異常なし 異常なし   5度以下 <0.5	3ヶ月に1回以上	検査回数減の条件を満たすため年に1回検査※2
15.8~8.66.9~7.56.8~7.36.9~7.36.9~7.3月1回以上月1回以上異常でない異常なし異常なし異常なし異常なし月1回以上月1回以上5度以下く0.50.81.2		
異常でない異常なし異常なし異常なし異常なし異常なし異常なし月1回以上月1回以上5度以下< (0.5)		
異常でない 異常なし 異常なし 異常なし 異常なし   5度以下 <0.5		米全国。日二城乡大
5度以下 (0.5) (0.8)		1.4 1.1 1.7 7.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1
51 濁度		

※: アユニエボン・ドラン・アンニ ※2 法令により3年に1回まで検査頻度を下げることができる項目でも、安全性を確認するため年に1回以上検査を実施します。 1日1回行う検査 | | 1日1回行う検査項目 | 年間検査回数 |

	ロ   凹1) 7快宜 垻日	牛间恢宜凹数
1	色	365
2		365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365
l		

表5 令和7年度 幌満簡易水道水質検査予定月 (浄水)

項 目	4月	5月			$\sim$ $\sim$	9月	ון ו		יםטוו		20	3月	福谷川郊	最小回数
	0	0	6月 〇	7月 〇	8月	0	0	11月 〇	0	1月	2月 〇	0	検査回数 12	
 大腸菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
へ 1700日 カドミウム及びその化合物					0								1	0
水銀及びその化合物					0								1	0
セレン及びその化合物					0								1	0
鉛及びその化合物					0								1	0
出及びその化合物 ヒ素及びその化合物					0								1	0
ニポスのでの配合物 六価クロム化合物		0			0			0			0		1	0
スピックスに日初 亜硝酸態窒素					0								1	1
単明版忍至系 シアン化物イオン及び塩化シアン		0			0			0			0		4	4
が		Ŭ			0			$\overline{}$					1	0
フッ素及びその化合物					0								1	0
ホウ素及びその化合物					0								1	0
四塩化炭素					0								1	0
日温に灰泉 1,4-ジオキサン					0								1	0
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					0								1	0
ジクロロメタン					0								1	0
ァッニー・アン テトラクロロエチレン					0								1	0
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					0								1	0
ベンゼン					0								1	0
		0			0			0			0		4	4
クロロ酢酸		0			0			0			0		4	4
クロロホルム		0			0			0			0		4	4
ジクロロ酢酸		0			0			0			0		4	4
ジブロモクロロメタン		0			0			0			0		4	4
<u> </u>		0			0			0			0		4	4
ペート		0			0			0			0		4	4
トリクロロ酢酸		0			0			0			0		4	4
ブロモジクロロメタン		0			0			0			0		4	
ァー・アー・アー ブロモホルム		0			0			0			0		4	
ァー		0			0			0			0		4	
亜鉛及びその化合物					0								1	0
アルミニウム及びその化合物					0								1	0
鉄及びその化合物		0			0			0			0		4	1
銅及びその化合物					0			Ť					1	0
ナトリウム及びその化合物					0								1	0
プログライン 10 mm / 10 mm					0								1	0
塩化物イオン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
カルシウム・マク・ネシウム等(硬度)		0	-	_	0	_	_	0		-	0		4	
蒸発残留物		0			0			0			0		4	4
陰イオン界面活性剤					0								1	0
ジェオスミン					0								1	1
2-メチルイソボルネオール					0								1	1
非イオン界面活性剤					0								1	4
フェノール類					0								1	0
有機物等(TOC)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12
pH値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
· 味	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	<b>.</b>
臭気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	<del></del>
色度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9		

表6 令和7年度 幌满簡易水道水質検査予定月 (水質管理目標設定項目)

我O 1747千皮 忧闷间勿不追不复	_	~_/,	八八只		1 MM	~ ~ ~							
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
アンチモン及びその化合物					0								1
ウラン及びその化合物					0								1
ニッケル及びその化合物					0								1
1,2-ジクロロエタン					0								1
トルエン					0								1
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)					0								1
亜塩素酸													0
二酸化塩素													0
ジクロロアセトニトリル					0								1
抱水クロラール					0								1
農薬類													0
残留塩素													0
カルシウム・マグネシウム等(硬度)													0
マンガン及びその化合物													0
遊離炭酸					0								1
1,1,1-トリクロロエタン					0								1
メチル-t-ブチルエーテル					0								1
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					0								1
臭気強度(TON)					0								1
蒸発残留物													0
濁度													0
pH値													0
腐食性(ランゲリア指数)					0								1
従属栄養細菌					0								1
1,1-ジクロロエチレン					0								1
アルミニウム及びその化合物													0
PFOS(ベルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ベルフルオロオクタン酸)					0								1
項目数	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	

表7 令和7年度 幌満簡易水道水質検査予定月 (原水)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
一般細菌	.,,	-7.		- / .	0			, ,	/ 1			-71	1
大腸菌					0								1
カドミウム及びその化合物					0								1
水銀及びその化合物					0								1
セレン及びその化合物					0								1
鉛及びその化合物					0								1
													1
ヒ素及びその化合物					0								- 1
六価クロム化合物					0								1
<b>亜硝酸態窒素</b>					0								1
シアン化物イオン及び塩化シアン					0								1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					0								1
フッ素及びその化合物					0								1
ホウ素及びその化合物					0								1
四塩化炭素					0								1
1,4-ジオキサン					0								1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					0								1
ジクロロメタン					0								1
テトラクロロエチレン					0								1
トリクロロエチレン					0								1
ベンゼン					0								1
塩素酸													0
クロロ酢酸													0
クロロホルム													0
ジクロロ酢酸													0
ジブロモクロロメタン													0
臭素酸													0
総トリハロメタン													0
トリクロロ酢酸													0
ブロモジクロロメタン													0
ブロモホルム													0
ホルムアルデヒド													0
亜鉛及びその化合物					0								1
アルミニウム及びその化合物					0								1
鉄及びその化合物					0								1
													1
銅及びその化合物					0								1
ナトリウム及びその化合物					0								1
マンガン及びその化合物					0								1
塩化物イオン					0								1
カルシウム・マグネシウム等(硬度)					0								1
蒸発残留物					0								1
陰イオン界面活性剤					0								1
ジェオスミン					0								1
2-メチルイソボルネオール					0								1
非イオン界面活性剤					0								1
フェノール類					0								1
有機物等(TOC)					0								1
pH値					0								1
味													0
臭気					0								1
色度					0								1
<b>濁</b> 度					0								1
大腸菌(定量)		0			0			0			0		4
嫌気性芽胞菌(定量)		0			0			0			0		4
クリプトスポリジウム		0			0			0			0		4
ジアルジア		0			0			0			0		4
項目数	0	4	0	0	43	0	0	4	0	0	4	0	4
スロ双	U	4	U	U	40	L	U	4	U	U	4	U	

## 5. 採水地点

#### 浄水 (給水栓水)

採水地点	様似郡様似町字幌満	公共施設給水栓
選定理由	給水区域の末端地域で、	水道水質把握の代表的な場所。

#### 原水 (水道水源)

採水地点	旭浄水場 着水井
選定理由	ルサキ川から自然流下で浄水場へと送られた原水が、最初に取水できる場所。

## 6. 水質検査の方法

・1日1回行う検査

様似町建設水道課の職員又は委託で行います。

残留塩素の測定は残留塩素計で行います。

色、濁りは外観目視で行います。

• 定期検査

水道法第20条厚生労働大臣登録機関に依頼します。

委託先:

・試料の採取及び運搬方法

試料の採取は様似町建設水道課の職員が、運搬は委託先が行います。

採取及び運搬方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号)に従って行います。

・委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる資料(検量線のクロマトグラム、濃度計算書等バックデータ)及び内部・外部精度管理に係る資料の確認を行います。

## 7. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は直ちに水質検査を実施し、水質異常が終息し安全が確認されるまで行います。

- ・水源に著しく変化が見られたとき。
- ・給水栓水に異常が認められたとき。
- 災害等発生時。
- その他必要があると認められたとき。

#### 8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表について

水質検査計画及び水質検査結果は、様似町ホームページと建設水道課窓口で公表します。

#### 9. その他

- ・常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
- ・水道水質の信頼性を確保するため関係する検査機関と連携して技術の向上につとめます。
- ・水道事故等が発生したときは、保健所、検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
- ・住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。
- ・水質検査計画は事業年度毎に作成しておりますので、ご意見等をお寄せ下さい。ご意見は 今後の水質検査計画策定に当たり参考とさせて頂きます。

お問い合わせ先

〒058-8501

北海道様似郡様似町大通1丁目21番地 様似町建設水道課水道施設係 TEL 0146-36-2116 (建設水道課直通)